

議案第 50 号

斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局生涯学習課】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正されたことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

本条例において、児童福祉法を引用する条項について整理を行います。

2. 施行期日

公布の日から施行します。